

**第2号議案**

権限表の変更について

(案)

事務局の職制及び権限に関する規程に基づき定めた権限表を、別紙のとおり、変更する。

施行日：平成29年4月1日

以上

**【添付資料】**

別紙：権限表（新旧対照表）

権限表 新旧対照表

(別紙)

変更前					変更後					備考
平成27年 4月 1日施行 平成27年 6月29日変更 平成27年 9月30日変更 平成28年 4月 1日変更					平成27年 4月 1日施行 平成27年 6月29日変更 平成27年 9月30日変更 平成28年 4月 1日変更 平成29年 4月 1日変更					
権限表 (凡例) ・○=各職位の所管の範囲で決裁できる。 ・金額=予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額を上限に決裁できる。 (本権限表の取扱い) ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。 ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。					権限表 (凡例) ・○=各職位の所管の範囲で決裁できる。 ・金額=予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額(税抜)を上限に決裁できる。 (本権限表の取扱い) ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。 ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。					
1. 各部共通					1. 各部共通					
項目	事務局長	部長、紛争解決対応室長、監査室長	副部長、システムアクセス室長、所長、マネージャー	—	項目	事務局長	部長、紛争解決対応室長、監査室長	副部長、システムアクセス室長、所長、マネージャー、紛争解決対応室副室長		
官公庁その他に対する諸願届、報告(重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に限る。)			(同左)					
広報及び情報公表の内容の決定(日常的な業務運営に関するものに限る。)		○	○ (既存 Web ページの軽微な更新に限る。)		(同左)					
会員等に対する連絡・依頼文書の作成(日常的な業務運営に関するものに限る。)	○ (各部等横断的な内容に限る。)	○			機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結(日常的な業務運営に関するものに限る。)	○ (各部等横断的な内容に限る。)	○	○ (軽易なものに限る。)		事務に関する外部との確認書の締結を追加
事務局内における事務処理のための様式等の制定		○			(同左)					
配下の職位及び職員に対する出張命令(海外出張を除く。)	○ (部長及び室長の出張に限る。)	○	○ (宿泊を伴わない出張に限る。)		(同左)					
海外出張命令	○				(削る)					
職員の採用に関する事項の決定(定款第36条第5項第10号に定める基本的事項を除く。)	○				(削る)					記載箇所変更
書籍等の購入		10万円			書籍・雑誌の購入(定期購読契約を除く。)		10万円			趣旨明確化

2. 総務部				
項目	事務局長	総務部長	副部長、 マネージャー	—
会員の加入・脱退		○		
職員の異動	○ (所属グループ変更(同一部内)・併任に限る。)			
職員研修の実施		100万円		
健康診断、安全衛生行事の実施		○		
各部・室への予算の配分		○		
物品の購入・役務の提供を受ける契約の締結(入札の実施含む。)		160万円	20万円 (消耗品に限る。)	
委託又は請負契約の締結(入札の実施を含む。)		250万円		
賃借契約の締結(入札の実施を含む。)		80万円		
財産の売却(入札の実施を含む。)、 固定資産の除却		50万円		
契約金額の変更		○ (変更前後の差額が契約締結権限を有する金額以下である場合に限る。)		
入札予定価格の決定		○		
会計伝票処理		○		
税の申告、納付		○		
出納処理		○		
雑費の支出	○	100万円		
法定資格者の選任、解任		○		
業務規程第187条(電子情報を交換するための標準規格の策定)に基づき策定する標準規格の軽微な変更		○		

2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長	副部長、 マネージャー
(削る)			
職員の異動(事務局内の所属変更に関するものに限る。)	○		
職員の募集、契約の更改その他の採用に付随する事項の決定	○		
(同左)			
支出又は収入の原因となる契約の締結(入札の実施を含む。)	1,000万円	500万円	20万円 (消耗品の購入に限る。)
財産の売却(入札の実施を含む。)、固定資産の除却	100万円	50万円	
契約金額の変更(変更後の金額が契約締結権限を有する金額を超えない場合に限る。)	○	○	
(同左)			
出納処理		○	○ (緊急時に限る。)
(同左)			
電力保安通信回線に関する総務省への諸願届		○	

不要のため削除

併任等の事務局内異動の権限を追加

記載箇所変更、趣旨明確化

収入・支出に係る権限の統合・拡大

上記拡大に伴う修正

同上

緊急処理権限を追加

総務省への事務的な届出を追加

3. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	副部長、 マネージャー、 所長	当直長
(略)				

4. 紛争解決対応室				
項目	事務局長	紛争解決対応 室長	—	—
業務規程第19章（苦情及び相談）に基づく会員等からの苦情・相談に対する回答	○	○ (軽易な調査又は調整により対応できるものに限る。)		
あっせん・調停手続に関する規程（第18条、第19条、第20条、第22条）に基づくパネル実施者の選任、解任（除斥・忌避を含む。)	○			
あっせん・調停手続に関する規程に基づく諸通知		○		
あっせん・調停手続に関する規程（第18条、第19条、第20条）に基づくパネル候補者に対する連絡・確認		○		

3. 計画部			
項目	事務局長	計画部長	副部長、 マネージャー
業務規程第51条（計画策定プロセスの開始）第1号イ及び送配電等業務指針第33条（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件）第1項第二号キに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ (技術的観点から容易に判断できる場合に限る。)	
送配電等業務指針第33条（本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件）第3項に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件への適否の状況の取りまとめ、公表		○	

4. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	副部長、 マネージャー、 所長	当直長
(同左)				

5. 紛争解決対応室			
項目	事務局長	紛争解決対応室長	副室長
(同左)			
(削る)			

計画策定プロセスの開始判断に係る軽易な事項を追加

同上

規程変更に伴い削除